

あいずみ商品券取扱店募集要項

藍住町が実施するあいずみ商品券事業により発行のあいずみ商品券(以下「商品券」という。)が利用できる店舗の募集は、この要項により実施します。

1 登録資格

本町において、「事業所」「店舗」を有する事業者であること。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者。
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者。
- (4) その他、法令又は公序良俗に反する事業者。

2 登録料

登録に関する費用は、無料とします。

3 登録の募集・申請

商品券取扱店募集期間は、毎年6月15日から7月31日までとし、次のとおりとします。ただし、8月1日以降に新しく事業者となり、登録を希望する場合は、11月30日までに限り、当該年度商品券取扱店として、申請書を提出することができます。

(前述の日が土日祝祭日の場合は、翌開庁日とします)

(1) 新規事業者

登録を希望する事業者は、この要項に同意の上、あいずみ商品券取扱店登録申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)に必要事項を記入し、郵送又は持参により提出をしてください。

- ① 大型店、量販店、チェーン店、系列店など、町内に複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請をすること。
- ② 複数の小売店舗や飲食店等が入居する商業施設については、運営事業者が代表して申請することは可能としますが、取扱店舗として登録する店舗ごとの情報を提供すること。

(2) 継続事業者

昨年度に商品券取扱店として登録の承認を受けた事業者は、申請書の提出を省略することができますが、次の場合は届出をしてください。

- ① 町が申請書の提出を求めたとき。
- ② 事業者情報及び換金振込口座の変更があるとき。
- ③ 商品券の取扱いをやめたいとき。

4 登録の承認

事業者から申請書の提出があったときは、商品券取扱事業者として適正であるかを審査し、その結果をあいずみ商品券取扱店登録(承認・不承認)通知書(様式第2号)により通知し、承認を受けた事業者(以下、「特定事業者」という。)は、広報その他の方法により、商品券取扱店として住民への周知を行います。

5 特定事業者の責務等

- (1) 商品券が使用可能な店舗であることが消費者に分かるよう、町が配布するステッカーを見やすい場所へ掲示してください。
- (2) 商品券は、通しナンバーと偽造防止措置を施していますが、色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判別できる等の不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町へ連絡してください。
- (3) 券面額に満たない取引を行った場合においても、釣銭は出さないでください。
- (4) 商品券の使用制限は厳守してください。
- (5) 商品券の交換及び譲渡、売買はしないでください。
- (6) 商品券を事業間取引(商品仕入代金等諸経費)の支払いに使用しないでください。
- (7) 消費者から受け取った商品券は、再流通させないでください。
- (8) 商品券の盗難、紛失、滅失は、特定事業者の責務とします。

6 登録の取消

この要項に違反する行為が認められた場合、登録を取り消すことがあります。

また、違反行為による損害金が発生した場合は、その損害金を請求することがあります。

7 その他

商品券の概要及び換金に関する事項は別紙のとおりとし、その他必要な事項は別途協議をします。